

「活用」でできる国語の能力へ

横浜国立大学教育人間科学部附属教育実践総合センター

三浦 修一

1 「学力の要素」に着目しましょう

改訂された中学校学習指導要領では、国語科の目標はこれまでと変更はありませんが、その背景となる考え方には大きな変化があると思われる必要があります。それは、子どもたちを取り巻く社会の状況が変化したこと、それにつれて教育を考える立場や見方も変化したことに伴うものです。中央教育審議会答申(平成20年1月。以下「答申」)では、そのことを「学習指導要領改訂の基本的な考え方」の前提として、

- ① 21世紀を「知識基盤社会」と位置づけ、
- ② その時代を担う子どもたちに必要とされる能力は経済協力開発機構(OECD)が示す「主要能力(キーコンピテンシー)」であり、

③ 「生きる力」はそれと重なるものであり、

④ 改正された教育基本法及び学校教育法で示された教育理念も同様である。

とされています。(「答申」p8～10)

これからの時代を生きる子どもたちに求められる学力の重要な要素は

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 学習意欲

であるとされました。しかしこの「学力の要素」を確かに身に付けさせることを目指すためには、現在の学校教育で、また子どもたちの現状を見ても、多くの課題があることも明らかです。学習意欲の低下、学習習慣や生活習慣の乱れ、自分への自信のなさ、体力の低下などの問題は、家庭をはじめとする子どもたちを取り巻く環境の在り方からきています。学校教育だけでそのすべての課題に対応

することは不可能ですが、少なくとも、そういう課題があることを意識して、学校教育の在り方そのものを変えて行こうとする取り組みが、各学校に、そして一人ひとりの教師には求められます。学習指導要領の改訂を機に、これまでの教育活動を振り返って、多くの課題が少しでも改善できるよう、日々の教育活動を見つめていきたいと思えます。

そのための具体的に明確な拠りどころが、先に示した「学力の要素」です。

ここには、これからの学校教育が目指す方向が明示されています。20世紀の学校教育では「銀行型教育」が行われてきました。「いかに多くの知識を貯めこむか。その知識を有効に利用できるようにするにはどうするか」ということが目指された教育であり学習です。しかし、それでは本当に「生きる」力は身に付かないことが明らかです。問題にどう対処するか、どう解決するか、自分だけの問題としてではなく、社会の中の一人として生きていくためには何を考えなければならぬか、といった、現実の社会で出会うさまざまな課題には、知識の量だけではないさまざまな能力が必要だからです。もちろん、まず「基礎的・基本的な知識・技能」を習得することは必要です。ただし、それは「活用して問題を解決する」ためにどう生かせるかという前

提から導き出されるものでなければなりません。また、「社会的な自立等の観点から子どもたちに指導することが必要な知識・技能」〔答申〕p23」という主旨に沿ったものとなるように考えていかなければならないことは言うまでもありません。

2 「活用」できる国語の能力とは

先ごろ公表された「中学校学習指導要領解説国語編」（平成20年7月。以下「解説」）の「第2章国語科の目標及び内容」の「第1節国語科の目標 1 教科の目標」に、これからの国語科教育を考えるうえで大変重要な（と筆者が考える）記述があります。それは

言語は言語形式とそれによって表される言語内容を併せもっている。（解説）p11

という記述です。

「言語には形式と内容がある。」
ことばについて考えている国語科教師にとっては自明のことではあります。国語科の教室でこのような考え方にたつて授業を行ってきたでしょうか。このことを意識した指導を行ってきたでしょうか。

さらに、「答申」に次のようなことが書かれています。

学習活動の基盤となるものは、数式などを含む広い意味での言語であり、その中心

となるのは国語である。（答申）p25）

この二つのことから言えるのは、国語科の学習がどのような役割を担うべきかということへの提言であると言えます。その内容は大きく二つになります。

一つ目は、「言語そのものについての認識を持たせる」ことです。それは、自分のことばについて、その正誤や表現の価値、さらには妥当性なども含めて、考えることのできる能力です。言語力育成協力者会議による「言語力の育成方策について（報告書案）」では、このことを「メタ言語能力」と言っています。言葉の力を知識として身に付けるだけでなく、その時・その場にふさわしいか、自分の思いや考えを表出するのに適した言葉かどうか、などについて自ら振り返りながら修正することのできる力です。

二つ目は、「言葉の学び方についての学び方」を学ばせることです。

人の話を聞いたり、文章を読んだりしてその内容を理解するためには、逐語的に意味を理解しただけでは十分とはいえないことは、経験から分かっていることです。私たちは、「何を」理解したいのか、受け止めたのか、予め考えたうえで聴いたり読んだりしています。また、要点となることや内容についてのキーワードも、そう意識しながら聴いたり読

んだりしていると理解できたり、つかみ取ることができませんが、意識しないで聴いたり読んだりしているなかでは、ほとんど不可能です。言葉を学ぶための学び方は、話や文章の種類によって、異なります。その学び方の違いを練習することで身に付くことこそが、国語科で習得させたい基礎的・基本的事項です。新しい話や文章に向き合うとき、その習得された「言葉の学び方」が機能して、内容が理解できます。従って、「理解する」という学習では（もちろん、「表現する」という学習でも）、まず「この文章（話）では、どんな内容を、どんな学び方で学ぶのがふさわしいのか」を考えることから、始めることが求められています。

このように考えてくると、学習指導要領の改訂で示されたことは、「教える」のではなく、「学び方も含めて、いかに児童生徒に学ばせるか」という学習指導についての根源的な見直しなのだと言えます。それが、まさに「生きる力」なのでしょう。

みうら しゅういち 横浜国立大学教育人間科学部
附属教育実践総合センター研究員。カリキュラムマネジメントに基づいた国語科教育の改善をどう進めるか、が目下の課題です。